

# 部活動運営方針

土浦市立土浦第二中学校

## 1 部活動の基本的な考え方

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

## 2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり 2 日以上（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日はいずれか 1 日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で 2 日間とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、以下の休養期間を設ける。
  - ・夏季休業中：学校閉庁日
  - ・冬季休業中：学校閉庁日
- 定期試験等の実施前の 3 日間及び学校閉庁日は、部活動休養日として設定する。

## 3 部活動の活動時間

- 1日の活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない）は、平日は 2 時間を上限、休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間を上限とし、1 週間当たりの活動時間は 11 時間を上限とする。ただし、練習試合や大会等の当日は除く。
- 1日の上限を超えての活動を実施した場合、生徒の活動が過多にならず十分に休養がとれるよう配慮し、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- 長期休業中においても、同様の活動時間とすること。

## 4 朝の活動

- 原則として朝の活動は行わないが、学校の部活動として常時設置していない駅伝大会や土浦市陸上競技大会に向けた活動に限り、本人及び保護者の同意を得た上で、校長が承認し、特例として実施することができる。ただし、通常の部活動を併せて 1 日の活動時間の上限の範囲内で実施することに努める。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 部が参加する大会数の上限の目安を 12 大会程度とする。